

令和7年度 安全重点施策

- 1 運航基準図に沿った航行を確実に実施し、安全運航を第一とする。
- 2 運航可否の判断を適切に実行し、気象海象の悪化による事故を未然に防ぐ。
 - (1) 運航の中止基準（波高・風速・視程）の遵守徹底を図り、船長と運航管理者又は運航監理補助者の意見が異なる時には運航を中止する。
 - (2) 如何なる場合も安全統括管理者及び運航管理者は、船長に対して発航・基準航行の継続等を促し又は指示してはならない。
- 3 旅客等に遵守事項を周知し、旅客等の負傷事故を未然に防ぐ。
 - (1) 船内において旅客に対して旅客の遵守事項の周知徹底を図り、発航前点検により船内各部の異常の有無を確認する。
 - (2) 漁船等と行き交う時は、引き波による転倒事故を防止するため、船内放送により注意を喚起する。
 - (3) 乗下船時のタラップの使用について、陸上作業員兼船内補助員等は、旅客の安全を第一とした誘導を行い、また、タラップの設置については、確実に固定し、視認と発声のダブルチェックを実施して再度安全を確認する。
- 4 通常連絡・入港連絡を確実に実施する。

本社又は営業所において常に船舶の動向を把握するために、通常連絡及び入港連絡を確実に実施し、常時、船舶との連絡を密にする。